

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 内閣府関係（第一章関係）

一 健康増進法の一部改正（第一条関係）

1 食品として販売に供する物に関し、健康保持増進効果等について著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者に対する勧告及び当該勧告に従わない場合の命令の事務・権限を、都道府県知事等が行うことができるものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

二 食品表示法の一部改正（第二条関係）

農林水産大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、指定都市の長が行い得るものとする。

第二 総務省関係（第二章関係）

一 放送法の一部改正（第三条関係）

1 小規模施設特定有線一般放送の業務の届出等に関する事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

ること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第三 文部科学省関係（第三章関係）

一 学校教育法の一部改正（第四条関係）

指定都市の設置する高等学校等の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を不要とするとともに、指定都市が当該設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出なければならぬものとする。

二 市町村立学校職員給与負担法の一部改正（第五条関係）

指定都市の設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与及び報酬等を、指定都市の負担とすること。

三 文化財保護法の一部改正（第六条関係）

1 指定都市の区域内に存する史跡名勝天然記念物の仮指定に係る事務・権限を、指定都市の教育委員会が行うことができるものとする。

2 重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導に係る事務・権限を、指定都市の教育委員会が行うこ

とができるものとする。

3 指定都市の教育委員会が、指定都市の区域内に存する文化財に関する書類等の経由に関する事務を行うものとする。

四 博物館法の一部改正（第七条関係）

指定都市の区域内に所在する博物館又は博物館に相当する施設（都道府県が設置するものを除く。）の登録又は指定に係る事務・権限を、当該指定都市の教育委員会が行うものとする。

五 義務教育費国庫負担法の一部改正（第八条関係）

指定都市の設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与及び報酬等に要する経費を、国がその実支出額の三分の一を負担するものとする。

六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（第九条関係）

1 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項及び第三項に規定する数を標準とすること。

2 各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校及び中学校等に置くべき教職員の総数並びに特別支

援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第六条の二から第九条までに規定する数を合計した数及び同法第十条の二から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第四 厚生労働省関係（第四章関係）

一 児童福祉法の一部改正（第十条関係）

1 児童福祉司及び児童福祉施設の職員の養成施設及び講習会に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

2 保育士の養成施設の指定並びに保育士の養成施設に対する報告の要求及び検査に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

3 国が開設した病院についての指定療育機関の指定及び指定の取消し並びに国が開設した病院である指定療育機関に対する報告の要求及び検査に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

4 全ての事業所が一の指定都市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出に係る事務・権限を、指定都市の長が行うもの

とすること。

5 その他所要の改正を行うこと。

二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部改正（第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十七条、第二十九条及び第三十条関係）

次に掲げる養成施設の指定等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

ア はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定

イ 食品衛生管理者に係る養成施設及び講習会の登録

ウ 理容師に係る養成施設の指定

エ 保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定

オ 身体障害者福祉司に係る養成施設の指定

カ 診療放射線技師に係る養成所の指定

キ 臨床検査技師に係る養成所の指定

- ク 知的障害者福祉司に係る養成施設の指定
- ケ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定
- コ 柔道整復師に係る養成施設の指定
- サ 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設及び講習会の登録
- シ 歯科衛生士に係る養成所の指定
- ス 社会福祉主事に係る養成機関及び講習会の指定
- セ 歯科技工士に係る養成所の指定
- ソ 美容師に係る養成施設の指定
- タ 調理師に係る養成施設の指定
- チ 製菓衛生師に係る養成施設の指定
- ツ 視能訓練士に係る養成所の指定
- テ 臨床工学技士に係る養成所の指定
- ト 義肢装具士に係る養成所の指定

ナ 救急救命士に係る養成所の指定

ニ 言語聴覚士に係る養成所の指定

又 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士に係る養成施設の指定

三 消費生活協同組合法の一部改正（第十四条関係）

1 地域又は職域が、都道府県の区域を超え、地方厚生局の管轄区域を超えない組合及び連合会に対する監督に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

2 共済事業を行う組合及び連合会の資金運用等の承認に係る事務・権限を、組合及び連合会の所管行政庁が行うものとする。

四 医療法の一部改正（第十七条関係）

1 二以上の都道府県において病院等を開設する医療法人に係る設立認可、社会医療法人の認定、監督等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

2 この法律により都道府県が処理することとされている事務の一部を、政令で定めるところにより、指定都市が処理し得るものとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

五 売春防止法の一部改正（第二十条関係）

1 指定都市は、婦人相談所を設置することができるものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正（第二十三条関係）

戦没者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金及び戦没者の父母等に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行に係る事務・権限を、政令で定めるところにより、都道府県知事が行い得るものとする。

七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正（第二十四条関係）

特別児童扶養手当の受給資格の認定に係る事務・権限を、指定都市の長が行うものとする。

八 母子保健法の一部改正（第二十五条関係）

国が開設した病院等についての指定養育医療機関の指定等に係る事務・権限を、都道府県知事が行う

ものとする。

九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正（第二十六条関係）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行に係る事務・権限を、政令で定めるところにより、都道府県知事が行い得るものとする。

十 職業能力開発促進法の一部改正（第二十八条関係）

1 指定都市は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置することができるものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

十一 介護保険法の一部改正（第三十一条関係）

1 全ての事業所等が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者（地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く。）に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

2 全ての事業所等が一の指定都市の区域に所在する介護サービス事業者（地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く。）に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出等に係る事務・権限を、指定都市の長が行うものとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

十二 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正（第三十二条関係）

十一と同様の改正を行うこと。

十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（第三十三条関係）

1 全ての事業所が一の指定都市の区域に所在する指定事業者等及び指定一般相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出に係る事務・権限を、指定都市の長が行うものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

第五 農林水産省関係（第五章関係）

一 農林物資の規格化等に関する法律の一部改正（第三十四条関係）

この法律に規定する農林水産大臣等の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、指定都市の長が行い得るものとする。

二 農産物検査法の一部改正（第三十五条関係）

この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事が行い得るものとする。

三 農地法の一部改正（第三十六条関係）

都道府県知事が処理することとされている農地等の賃貸借の解約等に係る許可に係る事務のうち、指定都市の区域内にある農地等に係るものを指定都市の長が行うものとする。

第六 経済産業省関係（第六章関係）

一 採石法の一部改正（第三十七条関係）

この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部を、指定都市においては、指定都市の長が行うものとする。

二 商工会議所法の一部改正（第三十八条関係）

定款変更の一部を認可制から届出制に変更するとともに、この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事に加え、指定都市の長が行い得るものとする。

三 工業用水法の一部改正（第三十九条関係）

この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務を、指定都市においては、指定都市の長が行うものとする。

四 砂利採取法の一部改正（第四十条関係）

この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部を、指定都市においては、指定都市の長が行うものとする。

五 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正（第四十一条関係）

この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事に加え、指定都市の長が行い得るものとする。

第七 国土交通省関係（第七章関係）

一 公有水面埋立法の一部改正（第四十二条関係）

公有水面の埋立免許等の事務・権限を、指定都市の区域内においては指定都市の長が行うものとする
こと。

二 中小企業等協同組合法の一部改正（第四十三条関係）

その地区が都道府県の区域を超えない事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会並びに企業組合の設立の認可等に係る国土交通大臣の事務・権限を、都道府県知事が行うものとするため、法第一百
十一条（所管行政庁）の規定を一部改正すること。

三 道路運送法の一部改正（第四十四条関係）

自動車道事業に係る国土交通大臣の権限に属する事務にあつては、政令で定めるところにより、都道府県知事が、自家用有償旅客運送並びに報告、検査及び調査に係る国土交通大臣の権限に属する事務にあつては、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が、それぞれその一部を行い得るものとする
こと。

四 都市計画法の一部改正（第四十五条関係）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等（一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るものに限る。）の事務・権限を、指定都市が行うものとするため、法第八十七条の二（指定都市の特例）の規定を一部改正すること。

五 国土利用計画法の一部改正（第四十六条関係）

規制区域の指定等の事務・権限を、指定都市の区域内においては指定都市の長が行うものとするため、法第四十四条（大都市の特例）の規定を一部改正すること。

六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正（第四十七条関係）

自動車運転代行業に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事が行い得るものとする。

第八 環境省関係（第八章関係）

一 土壌汚染対策法の一部改正（第四十八条関係）

一の都道府県の区域内において土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

第九 その他（附則関係）

- 一 この法律は次に掲げる事項を除き、平成二十七年四月一日から施行するものとする。こと。
 - 1 都市計画法の一部改正等 公布の日から起算して一年を経過した日から施行
 - 2 児童福祉法の一部改正（第四の一の2に限る。） 子ども・子育て支援法の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
 - 3 健康増進法の一部改正等 平成二十八年四月一日から施行
 - 4 市町村立学校職員給与負担法の一部改正等 平成三十年四月一日までの間において政令で定める日から施行
- 二 所要の経過措置を規定すること。
- 三 所要の規定の整備を行うこと。